

平成 2 2 年 4 月 2 8 日開会

平成 2 2 年 4 月 2 8 日閉会

平成 2 2 年 4 月 第 1 回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 2 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 2 0 号

平成 2 2 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 4 月 2 3 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 (水)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事項
 - (1) 専決処分の承認について
 - (2) 副町長の選任について
 - (3) 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - (4) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 (水曜日)

閉 会 平成 2 2 年 4 月 2 8 日 (水曜日)

出席、欠席（応招、不應招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	4月28日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇	×		
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	中 桐 久 志			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 治			
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
才 り ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別 紙 の と お り

平成22年第1回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成22年4月28日(水)午前9時30分開議

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 議長選挙について

(臨時議長提出)

平成22年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程(第1号の追加1)

平成22年4月28日(水)午前9時30分開議

第3 会期の決定について

第4 選挙第2号 副議長選挙について (議長提出)

第5 決定第1号 議席の指定について (議長提出)

第6 会議録署名議員の指名について

第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について (議長提出)

第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について (議長提出)

第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員選挙について (議長提出)

第10 選挙第4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について (議長提出)

第11 選挙第5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)

第12 選挙第6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
(議長提出)

第13 選挙第7号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について (議長提出)

- 第14 議案第38号 専決処分の承認について (町長提出)
【小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について】
- 第15 議案第39号 専決処分の承認について (町長提出)
【小豆島町税条例の一部を改正する条例について】
- 第16 議案第40号 専決処分の承認について (町長提出)
【小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について】
- 第17 議案第41号 専決処分の承認について (町長提出)
【平成22年度一般会計補正予算(第1号)】
- 第18 議案第42号 副町長の選任について (町長提出)
- 第19 議案第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(町長提出)
- 第20 議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(町長提出)
- 第21 議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第22 議案第46号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第23 発議第5号 交通問題特別委員会の設置について (議員発議)
- 第24 発議第6号 広報編集特別委員会の設置について (議員発議)

平成22年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加2）

平成22年4月28日（水）午前9時30分開議

第25 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）

第26 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

開会 午前9時30分

議会事務局長（空林志郎君） 皆様、おはようございます。

本日は、ご承知のとおり、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の議員は新名教男議員でございます。ご紹介申し上げます。新名教男議員、議長席をお願いいたします。

臨時議長（新名教男君） ただいまご紹介いただきました新名教男です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わりますまでの間、臨時議長の職務を行います。

ここで皆さんにお諮りします。

このたびの選挙において、当選の榮譽を担って議席を得たわけでございますが、執行部の方とは初対面の方もあろうかと思えます。

そこで、最初に議会出席者の自己紹介を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（新名教男君） 異議がないようですので、ただいまから議席の順に従って、1番議員から自己紹介をお願いします。

1番（中村勝利君） このたび安田の激戦区を勝ち抜いてまいりました中村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

2番（秋長正幸君） 私、馬木出身でございます。常に、住んでよく、訪ねてよいまちづくりへ努力をしております。よろしくをお願いいたします。秋長でございます。

3番（安井信之君） 池田の馬場のところの安井です。逆風が吹いとるような選挙で大変でした。よろしく申し上げます。

5番（渡辺 慧君） 苗羽のほうから住まいをいたしております渡辺です。よろしく申し上げます。

6番（中江 正君） 蒲生地区の中江正です。よろしく申し上げます。

7番（大川新也君） 草壁の大川新也です。初めてです。よろしくをお願いいたします。

8番（藤本傳夫君） 池田の藤本です。よろしく申し上げます。

9番（村上久美君） 池田本町に住んでおります、一番議会が近いところに住んでおります。村上久美です。よろしく申し上げます。

10番（鍋谷真由美君） 内海の西村におります鍋谷真由美です。どうぞよろしくお願

いいいたします。

1 1 番（植松勝太郎君） 安田、植松の植松勝太郎です。どうぞよろしくお願いいいたします。

1 2 番（森口久士君） 蒲野に住んでおります。全員の方がわかっていただけるかどうか分かりませんが、過疎の進んでおるといのか、高齢化の進んでおる地区です。森口です。よろしくお願いたします。

1 3 番（浜口 勇君） 橘の浜口勇といいます。よろしくお願いいいたします。

1 4 番（谷 康男君） 坂手の谷康男です。新人です。よろしくお願いたします。

1 5 番（柴田初子君） おはようございます。室生に住んでおります。今回初めてで新人でございます。柴田初子です。よろしくお願いいいたします。

臨時議長（新名教男君） 教育によるまちづくりを目指しております。西村出身の新名でございます。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

それでは、次に理事者側の自己紹介を町長から順次お願いたします。

町長（塩田幸雄君） 小豆島町長に就任しました塩田です。どうぞよろしくお願いたします。

副町長（吉岡忠昭君） 副町長の吉岡でございます。皆さん方にとりましては、初議会でございますが、私にとりましては最後の議会ということでございまして、後刻またごあいさつを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

総務課長（中桐久志君） 失礼いたします。この4月1日付で総務課長の拝命を受けました中桐久志と申します。退職まであと一年を残すこの時期の異動ということで、私自身多少ためらいを感じておるところでございます。また、配属となった総務課ですけれども、庁舎の問題あるいはさらなる行財政改革の取り組みなど、難しい課題に直面をしております。私には多少荷が重いなというふうに感じておるところでございますけれども、抱えた課題、解決に向けまして、残された力を出し切りたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方のご指導、よろしくお願いをいたします。よろしくお願いたします。

企画財政課長（松本 篤君） 昨年度に引き続きまして、企画財政課長を務めさせていただいております松本篤でございます。もとより微力ではございますが、将来を見据えた計画的な財政運営と本町の進展、また地域振興に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

建設課長（尾田秀範君） 4月1日付をもちまして、建設課長を拝命いたしました尾田秀範です。生まれといたしますか、現住所、神懸通でございます。もとより微力ではございますが、与えられた職務、全力で取り組んでまいりたいと思います。議員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

農林水産課長（石山 豊君） 今回、4月の人事異動によりまして、農林水産課長を拝命いたしました石山です。よろしくお願いいたします。農林水産業の振興に努めてまいりたいと思います。精いっぱい頑張っってやっていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

水道課長（曾根為義君） 水道課長の曾根為義です。私も水道課拝命いたしました5年目に入ります。今後ともよろしくお願いいたします。

商工観光課長（島田憲明君） 商工観光課の島田憲明でございます。観光や産業に関する情報の提供をいたしております。西村のオリーブナビ小豆島で業務につき、2年目を迎えております。今後とも議員の皆様方のご指導、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

人権対策課長（浜本広志君） この4月1日より人権対策課長を拝命いたしました浜本です。人権問題はいろいろな課題がございますが、解決できない課題はないということで取り組んでまいりたいと思います。それには、皆様のご指導やご協力がなければ解決いたしませんので、よろしくお願いいたします。

税務課長（松尾俊男君） 4月1日付で税務課長を拝命いたしました松尾俊男です。本町の税環境につきましては、ご案内のように人口の減少や景気の動向など大変厳しいものがございますが、基幹財源である税収の確保に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

オリーブ課長（中塚昭仁君） 2年目を迎えております、オリーブ課の中塚でございます。今後ともオリーブ振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

収納対策室長（谷部達海君） 収納対策室長の谷部達海でございます。よろしくお願いをいたします。

収納対策室におきましては、町税だけではなく、町の取り扱います債権、住宅、水道などの使用料、し尿手数料、病院の診療費など合わせて取り扱いをさせていただいております。その中で、収納困難な案件につきましては、催告、滞納処分を行っております。町の町行政推進のための重要な財源である債権の収納を確保するため、また行政サービスなど

への負担の公平性を確保するために、根気よく納付相談などを行い、必要な場合には財産等の調査、差し押さえなど滞納処分を行ってまいりたいと考えております。

なお、今年度におきましては、タイヤロックを購入させていただきまして、自動車などの差し押さえ等も考えております。いろいろな手法を取り入れながら、収納に取り組んでまいりたいと思っております。今後とも、日々粘り強く努力を行ってまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

総務課主幹（大江正彦君） 総務課主幹の大江正彦と申します。昨年度に引き続きまして、議案の調整等を担当させていただいております。どうぞよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

教育長（明田隆雄君） 教育委員会の明田です。よろしくお願いいたします。

学校教育課長（田村房敬君） 失礼します。この4月から学校教育課の課長を拝命しました田村房敬と申します。学校教育課といたしましては、中学校の統合問題、それから小学校の統合問題等、統合関係が大きな問題として抱えております。議員の皆様のご協力なしでは、こういった問題は進めていけませんので、よろしくご指導、ご鞭撻お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

社会教育課長（大下 淳君） 4月1日に社会教育課長を拝命いたしました大下淳でございます。もとより浅学非才の身ではございますが、社会教育の職務の重要性を深く認識いたしまして、職務を全うしていく所存でございます。議員各位に皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

会計管理者（高橋龍司君） 内海庁舎、玄関入りましてすぐ右の小ぢんまりとした出納室に小豆島町の誕生から居座っております会計管理者の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

環境衛生課長（平井俊秀君） 環境衛生課長の平井俊秀でございます。先般の人事異動によりまして、農林水産課から異動になりました。昭和51年入庁以来、農林及び建設を担当してまいりましたが、このたび初めて環境衛生ということで、毎日を戸惑いながら過ごしている状況でございます。当課は皆さんの毎日の生活に密着した部署でございまして、住民サービスの低下を招かないように、これまで同様議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら、課員一同業務に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

住民福祉課長（森 弘章君） この4月より住民福祉課長を拝命いたしました森弘章で

す。当課での経験は浅いのですが、課の名前どおり、住民の声に精いっぱい耳を傾け頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

保険事業課長（村口佐吉君） この4月より保険事業課長を拝命いたしました村口佐吉でございます。合内前課長のような個性を持ち合わせておりませんので、私なりに頑張っ
てまいりたいと思っております。保険事業課は国民健康保険、介護保険、後期高齢者保
険、それから保健指導、大変範囲が広がりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻を
いただきながら頑張っ
てまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

介護事業課長（宗保孝治君） この4月1日から介護事業課、老人介護施設うちのみの
事務長をやらせていただいております宗保孝治と申します。在宅、施設の介護の業務を行
っております。職員日々頑張っておりますので、機会ありましたら、一度また施設のほう
にもお越しいただいたらと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

池田総合窓口センター所長（岡 秀安君） 失礼いたします。池田総合窓口センター所
長の岡でございます。3年目になります。スムーズにサービスの提供が図られるよう、努
めてまいりたいと思っております。議員の皆様には格別のご指導、ご支援を賜りますよ
う、よろしくお願いいたします。

病院事務長（荘野 守君） 失礼します。内海病院の事務長を拝命して3年目になりま
す荘野です。よろしくお願いいたします。

内海病院では、常勤医師の減少などによりまして、運営面、経営面で非常に厳しい状況
が続いております。医師の確保が最重要課題であると考えておりますので、微力でありま
すが、全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様のご支援、ご協力をよ
ろしくお願い申し上げます。

事務局職員（山本 睦君） 失礼します。この4月より議会事務局のほうに配属となり
ました山本睦と申します。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（空林志郎君） 最後になりますが、議会事務局長の空林志郎ございま
す。円滑な議会運営のために努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願
い申し上げます。

臨時議長（新名教男君） ありがとうございます。自己紹介を終わります。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 小豆島町議会議員選挙後の初議会となります平成22年小豆島町議
会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、本日もめでたく初議会を迎えられました議員の皆様方に、ま
ずもって心からお祝いを申し上げます。私も長年にわたって厚生労働省で仕事をしてまい
りましたが、このたびふるさと小豆島町の町長職を承ることになりました。オリーブや豊
かな自然、細やかな人情は歴代の町長さんを初めとする先人が大切に守り、我々に残して
くださった島の宝物でございます。私は、坂下前町長さんが全身全霊を傾注されたオリ
ーブに代表される島の宝物を生かしたまちづくりを継承するとともに、数十年後の日本社会
の縮図とも言うべき少子・高齢化最先端の町、小豆島町で、全国の市町村の道しるべとな
るような先駆的なまちづくりを実践してまいり所存でございます。町民の皆様の大きな期
待と負託にこたえ、議員の皆様方ともども小豆島町の発展のために全力を尽くしてまいり
所存でございますので、議員の皆様方には格別のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い
申し上げます。

本議会は、町議会役員等の選出、町議会案件に引き続きまして、執行部から専決処分の
承認、臨時案件など9件の議案を上程させていただくこととなっております。議案の内容
につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜り
ますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、初議会開催に当たりましてのごあいさ
つといたします。

臨時議長（新名教男君） 本日の欠席届け出議員は森崇議員です。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、本日の平成22年第1回小
豆島町議会臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時48分）

直ちに本日の会議を開きます。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（新名教男君） 日程第1、仮議席の指定についてであります。この際、議  
事の進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定します。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

臨時議長（新名教男君） 日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第1号議長選挙について。

議長選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会臨時議長。その後ろに新名教
男と臨時議長のお名前をご記入ください。

臨時議長（新名教男君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（新名教男君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（新名教男君） ただいまの出席議員は15名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に渡辺慧議員、藤本傳夫議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（新名教男君） 異議なしと認めます。よって、立会人に渡辺慧議員、藤本傳夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（新名教男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（新名教男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（新名教男君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔局長点呼、投票〕

臨時議長（新名教男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（新名教男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

渡辺議員、藤本議員、立ち会いをお願いいたします。演壇のところをお願いします。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内容を判断していただきます。

〔開 票〕

臨時議長（新名教男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

これは出席議員数に符合しております。

有効投票は15票。

無効投票は0票。

有効投票のうち

秋長正幸議員 13票

村上久美議員 2票

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、秋長議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（新名教男君） ただいま議長に当選されました秋長正幸議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

これをもちまして、臨時議長の職務をすべて終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長を交代します。

秋長正幸議員、議長席にお着きください。

〔議長交代〕

議長（秋長正幸君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほどの議長選挙におきまして、選任され、大変光栄に思うとともに、責任の重大さをひしひしと感じております。合併後、4年が経過し、新しい町長も誕生いたしました。本当の意味での町の将来像を考え、方向づけする大切な4年でないかと思っております。微力ながら、一生懸命取り組んでまいりたいと、このように思っております。執行部の皆様方、議員各位におかれましては、特段のご協力とご支援をお願いしてあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時05分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第2号副議長選挙について。

副議長選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後秋長正幸と議長のお名前をご記入ください。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は15名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に渡辺慧議員、藤本傳夫議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、立会人に渡辺慧議員、藤本傳夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

議長（秋長正幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（秋長正幸君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票を願います。

〔局長点呼、投票〕

議長（秋長正幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

渡辺議員、藤本議員、立ち会いをお願いいたします。演壇のところにおいでください。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内容を判断していただきます。

〔開 票〕

議長（秋長正幸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票は15票。

無効投票は0票。

有効投票のうち

森口久士議員 13票

鍋谷真由美議員 2票

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、森口久士議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（秋長正幸君） ただいま副議長に当選されました森口久士議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました森口久士議員に就任のごあいさつをお願いします。演壇のほうへお越しください。

副議長（森口久士君） 先ほど副議長の命を受けまして、議長を助け補佐いたしまして、本当に新しいまちづくり、合併して本当に方向づけというようなお言葉がありました。私もそれに沿っているんな問題が山積いたしております。微力ですが、努力する所存でございます。皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） ありがとうございます。

~~~~~

日程第5 決定第1号 議席の指定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、決定第1号議席の指定についてを議題とします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 決定第1号議席の指定について。

議席を次のとおり指定する。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっています。

お諮りします。

前回の場合には、議員定数18でありましたので、18番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から17番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順に指定しておりましたが、これと同様に1番から16番の議席を指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議席は16番を議長に、1番を副議長に、2番から15番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順と指定することに決定しました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、議席順にお名前をお呼びします。

1番森口久士副議長、2番谷康男議員、3番大川新也議員、4番柴田初子議員、5番藤本傳夫議員、6番森崇議員となります。7番新名教男議員、8番安井信之議員、9番植松勝太郎議員、10番渡辺慧議員、11番村上久美議員、12番鍋谷真由美議員、13番中江正議員、14番中村勝利議員、15番浜口勇議員、16番秋長正幸議長。以上です。

議長（秋長正幸君） ただいま事務局長が朗読したとおりの議席へ各自おかわりください。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議席はただいま着席のとおり決定をしました。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、1番森口久士副議長、2番谷康男議員を指名しますので、よろしくお願いします。

~~~~~

#### 日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、決定第2号常任委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 決定第2号常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員を次のとおり選任する。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に秋長正幸と議長のお名前をご記入を願います。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って

指名することになっていますが、ただいまから休憩をとり、その間に話し合いにより常任委員の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。開催場所は委員会室でお願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時32分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会の委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、中村勝利議員、植松勝太郎議員、森口久士議員、藤本傳夫議員、谷康男議員、鍋谷真由美議員、森崇議員、柴田初子議員、以上の8人の方でございます。

教育民生常任委員会は、浜口勇議員、秋長正幸議員、渡辺慧議員、安井信之議員、新名教男議員、大川新也議員、中江正議員、村上久美議員、以上の8人の方でございます。

これで各常任委員の氏名の朗読を終わります。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

各常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり決定することにご異議ありませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員はただいま事務局長が朗読したとおり、選任することに決定しました。

次に、ただいま各常任委員会の委員が選任されましたが、正副常任委員長は小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するということになっておりますので、ただいまから暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、正副常任委員長の互選をお願いしたいと思います。各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、次の日程に議会運営委員の選任についてを予定していますが、この委員の選出に

ついても各常任委員会であわせてご検討をお願いしたいと思います。議会運営委員については、定数は6名、各常任委員会からそれぞれ3人となっておりますので、各常任委員会はそれぞれ3人の委員を選出していただきたいと思います。なお、議会運営委員会には、正副議長は出席し、発言ができるように、法令または慣例でなっておりますので、申し添えておきます。また、議会運営委員会の正副委員長については、委員が決まり次第、委員会で互選していただきたいと思います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副常任委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告します。

総務建設常任委員会は、委員長に藤本傳夫議員、副委員長に植松勝太郎議員、教育民生常任委員会は、委員長に渡辺慧議員、副委員長に安井信之議員、以上のとおり互選されましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、決定第3号議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 決定第3号議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、さきの常任委員の選任同様、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先ほどの休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。総務建設常任委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 議会運営委員の総務建設のほうからは、私藤本傳夫、植松勝太郎、中村勝利でございます。

議長（秋長正幸君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 教育民生常任委員会からは、私渡辺慧、安井議員、浜口議員、以上です。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員長から報告のあった6名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいま各常任委員長から報告のあった6名を選任することに決定しました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告します。

議会運営委員会の委員長に中村勝利議員、副委員長に藤本傳夫議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

次の日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第13、選挙第7号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてでございますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名推選の方法につきましては、議員懇談会で適任者を選考していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議員懇談会で適任者を選考していただくことに決定しました。

それでは、暫時休憩します。議員懇談会は委員会室で行います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

議長（秋長正幸君） 日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 本案につきましては、去る4月15日、小豆地区広域行政事務組合から同組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員6名の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、藤本傳夫議員、植松勝太郎議員、渡辺慧議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員、以上の6名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました藤本傳夫議員、植松勝太郎議員、渡辺慧議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当

選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました藤本傳夫議員、植松勝太郎議員、渡辺慧議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第10 選挙第4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、選挙第4号土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第4号土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について。

土庄町小豆島町環境衛生組合規約第5条第2項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 本案につきましては、去る4月15日、土庄町小豆島町環境衛生組合から同組合規約第5条第2項の規定により、組合議員5人の選出依頼があったものです。したがって、これにより土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員5人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に、藤本傳夫議員、渡辺慧議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員、以上の5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました藤本傳夫議員、渡辺慧議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員、以上の5人を土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5人が土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました藤本傳夫議員、渡辺慧

議員、中村勝利議員、森口久士議員、秋長正幸議員の5人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第11 選挙第5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、選挙第5号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第5号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合規約第5条第2項第1号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 本案につきましては、去る4月15日、伝法川防災溜池事業組合から同組合規約第5条第2項第1号の規定により、組合議員2人の選出依頼があったものです。したがって、これにより伝法川防災溜池事業組合議会議員2人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、藤本傳夫議員、渡辺慧議員、以上の2人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました藤本傳夫議員、渡辺慧議員、以上の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました藤本傳夫議員、渡辺慧議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第12 選挙第6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、選挙第6号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第6号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議会議員の選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 本案につきましては、去る4月19日、香川県後期高齢者医療広域連合から同連合規約第8条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に渡辺慧議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました渡辺慧議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺慧が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました渡辺慧議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第13 選挙第7号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、選挙第7号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長に朗読させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） 選挙第7号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに秋長正幸と議長のお名前をご記入願います。

議長（秋長正幸君） 本案につきましては、去る4月19日、小豆島町選挙管理委員会委

員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっております。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

先に選挙管理委員について指名いたします。

選挙管理委員に森口祐三氏、三木剛氏、伊藤雄康氏、中山知子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森口祐三氏、三木剛氏、伊藤雄康氏、中山知子氏、以上4人の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1位、田原貞夫氏、順位2位、岡田弘彦氏、順位3位、大下諂氏、順位4位、武田智美氏、以上4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1位、田原貞夫氏、順位2位、岡田弘彦氏、順位3位、大下諂氏、順位4位、武田智美氏が選挙管理委員会補充員に当選されました。

~~~~~

日程第14 議案第38号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第38号専決処分の承認についてを議題とします。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第38号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び地方税法施行令が一部改正され、平成22年4

月1日から施行されたことに伴い、小豆島町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、議案第39号も同様に地方税法等の一部改正に伴う小豆島町税条例の一部改正に係る専決処分案件でございますので、議案第38号に引き続き、担当課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第38号専決処分第4号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

去る地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴いまして、本町の小豆島町国民健康保険税条例についても一部を改正する必要が生じたので、3月31日付で専決処分をした分でございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。議案集では2ページからになります。

第2条でございます。国民健康保険税の課税限度額につきまして、医療分と後期高齢者支援分を引き上げるものでございます。国民健康保険税全体では69万円から73万円となります。介護分の引き上げはありません。

このうち、第2項分の医療分についてでございますが、国民健康保険の被保険者につきまして算定をいたしました所得割額、資産割額並びに被保険者均等割額、及び世帯別の平等割額を合算した基礎課税限度額につきまして、47万円から50万円に改正するものでございます。

続いて、第3項の後期高齢者支援分につきましては、同様に12万円から13万円に改正するものでございます。この賦課限度額の引き上げにつきましては、今後も医療費の増嵩に伴いまして、国保料総額の増大が確実とされており、被保険者の低所得化によりまして、中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和することをねらって行うものでございます。

次のページに移ります。

第23条でございます。国民健康保険税の減額についての改正でございます。第1項では、先ほどご説明をいたしました第2条第2項及び第3項によります課税限度額の改正に伴う所要の改正でございます。

第23条第1号から第3号につきましては、改正前の法第703条 これ地方税法でございます 第703条の5第2項が削除されたことによりまして、均等割、平等割から成ります応益割合が45%から55%未満の範囲内にだけに適用されておりました7割軽減、5割軽減、2割軽減につきまして、応益割合にかかわらず7割軽減、5割軽減、2割軽減ができるようにしたものでございます。第1号が7割軽減、第2号が5割軽減、第3号が2割軽減について規定をしております。

また、地方税法第314条の2項に規定されております金額が33万円を控除するとされているところから、この金額を第1号から第3号に明記をしたものでございます。

4ページの第23条の3でございます。特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の新設について規定をしております。特例対象被保険者とは、企業の倒産、雇いどめ、リストラ等によりまして、職を失いました非自発的失業者のことでございます。これら非自発的失業者の方につきまして、国民健康保険税の負担軽減策を講じたものでございます。国民健康保険税は、前年の所得で算定をされておるために、失業で収入がなくなる失業者の負担が重くなるということから、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30とみなして算定することによりまして、保険料を大幅に軽減しようというものでございます。

4ページの下の方になります。第24条の2第1項でございますが、先ほどの第23条の3によりまして非自発的失業者の国民健康保険税の負担軽減を受ける際の申告について規定をしております。

それから、次のページになります。同条の第2項でございますが、これにつきましては、非自発的失業者であることを証明する書類の提示について規定をしております。

同じく5ページの附則でございます。附則第2項でございますが、公的年金受給者につきましても、第23条と同様に応益割合にかかわらず、7割、5割、2割軽減ができるようにするものでございます。

それから、5ページから8ページにあります附則第13項及び附則第14項につきましては、租税条約の実施に伴います所得税法、法人税法より地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴いまして、租税条約の後に「等」が挿入されております。租税条約等となったことによる改正でございます。以上で、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 3月31日の専決ということなんですけれども、ちょっと最初のところ聞き漏らしたかもしれないんですが、3月定例会でのこの議案提出はできない国のそういう状況だったんでしょうか、その辺ちょっと説明お願いします。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 国会で可決されましたのは3月24日でございます。それで、3月31日に公布されておりますので、議会提案には間に合わないということで専決処分をさせていただいたものでございます。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 最高限度額の引き上げということで、これに引き上げされる町民の被保険者の人数とか金額とかはわかりますでしょうか。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 人数でございますが、約30世帯が該当いたします。金額で、世帯の所得ベースで平均700万円以上の方が該当します。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今回の専決処分の中で、失業者についての対応、それから法定減免についての中身についてはいいと思うんですけれども、やはり最高限度額の引き上げについては、限度額を支払う人が負担がふえるということで、この点については反対をしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員に申し上げます。

本会議においては、討論の通告制をとっておりますので、前期同様円満な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告するよう注意をしておきたいと思っております。発言は、それは認めておきます。

それでは、ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号専決処分の承認について、原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第38号専決処分の承認については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第39号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第39号専決処分の承認についてを議題とします。

内容説明を求めます。税務課長。

税務課長（松尾俊男君） 議案第39号専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）ご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので、3月31日付で専決処分したものでございます。

総務大臣通知によりますと、今回の税制改正は、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に対し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として行われたものということでございます。

それでは、今回の地方税法等の改正に伴う本町税条例の一部改正につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案集は12ページになります。

まず、19条でございますが、延滞金について規定しており、条文中の5行目の第48条第1項は、法人町民税の申告納付について規定をしております。今回の改正は、第48条第1項法人町民税の納期限の例外について規定しているものでありますが、今回変更となった括弧書きアンダーラインの部分は、法人税法の改正に伴いまして引用する条文の項ずれが生じたことによる改正で、町税条例自体の内容的な変更はございません。

次に、めくっていただきまして、議案集13ページ下のほうの第31条ですが、第31条は法人の均等割の税率の規定で、同条第3項は法人の均等割の税率を詳細に規定をいたしております。旧条例に規定する地方税法第312条第3項第2号は、解散をした法人の均等割の税率の基準日を規定していましたが、清算所得課税制度の廃止によりまして、通常の所得課税に期間に変更されたことから、同号が削除されたものでございます。

次に、14ページの第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に

係る規定でございます。第1項から5項につきましては、現行制度上、住民税の扶養控除の適用に必要な情報は所得税と一体的に収集しておりましたが、所得税の年少扶養控除廃止によりまして、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集しないこととなります。このため、扶養親族の情報に関する根拠を地方税法に規定することにより、町条例におきましても当該情報把握のための根拠規定を整備するものでございます。

次に、めくっていただきまして、15ページの第36条の3の3になりますが、第1項から5項につきましては、第36条の3の2と同様に年金受給者における扶養親族の情報収集に関する情報把握のための根拠規定の整備でございます。

めくっていただいて、17ページの第44条になります。第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定ですが、旧条例では65歳未満の方で、給与と年金両方の所得がある場合は、給与所得は給与からの特別徴収、年金所得は普通徴収というように2つの徴収方法が規定されておりました。今回の改正によりまして、給与所得、年金所得ともに給与から特別徴収できることになり、納税者の利便性と徴収の一本化を図るものでございます。

2項、3項の改正は、公的年金に係る所得を給与から特別徴収できるようにしたのですが、これにより65歳以上の方につきましては、これまでと同様、公的年金に係る所得を年金から特別徴収とするには、新たに規定する必要が生じました。このため、第4項を新たに設け、所要の措置を行ったものでございます。したがって、基本的には65歳以上の方の徴収方法につきましては、これまでと変更ございません。

18ページの5項、6項は、新たに第4項を設けたことによる項ずれでございます。

同じく18ページの第45条、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等につきましては、前44条の改正に伴いまして、条文中の前条指定部分の項ずれによる改正でございます。

同じページの第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、第19条のところでもご説明申し上げましたように、法人税法の改正に伴い、地方税法においても所要の改正を行ったことによる引用部分の改正でございます。

飛ばしていただきますが、2枚めくっていただいて、21ページになります。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続を規定しておりますが、法人税法の改正に伴い、地方税法において法人税法から引用条文の項ずれが生じ、同様に地方税法から町税条例に引用する条文の項ずれが生じたことによる改正で、本町の税条例自体の内容的な変更はございません。

次に、22ページ、第54条第6項につきましては、地方開発事業団の廃止に伴う改正で

ざいます。

めくっていただきまして、23ページの第95条につきましては、たばこ税の税率引き上げに伴う改正でございます。たばこ税はご承知のように国税、都道府県税、それから市町村税の3種類から成っておりますが、今回の改正によりまして、売り上げの大部分を占めます旧三級品以外のたばこにつきましては、税額で1本3.5円の値上げとなります。全体での価格上昇、消費税、たばこ特別税等が加算され、たばこ自体の値上げもございまして、1本当たりで5円、1箱に換算しますと現行300円のものが100円増の400円になることが規定されております。

次に、同じページの附則になります。

まず、附則のすぐ下が空欄となっておりますのは、改正前右欄にあるように、読みかえ規定を設け、第15条として法附則第31条の2を引用しておりましたが、当該規定が削除されたことによりまして、第15条を削除したものでございます。これに伴い、その下に示しておりますように、条ずれによりまして、15条の2であったものを第15条に改正いたしております。

次に、第16条の2、たばこ税の税率の特例では、旧三級品のたばこの税率につきましては、先ほど申し上げました第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき、1,564円を2,190円とするものでございます。

次に、第19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定でございます。上場株式等の配当及び譲渡益が現在は税率10%、国7%、県1.2%、町1.8%に軽減をされておりますが、平成24年から本則の税率20%、国15%、県2%、町3%になることにあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得につきましては、非課税措置が創設されることになりました。これに伴いまして、新たにその旨を設けたものでございます。

めくっていただいて、25ページ、第20条の4につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正等に伴い、先ほどもご説明がございましたが、租税条約の後に「等」が挿入され、租税条約等となったことによる改正でございます。

めくっていただきまして、27ページの下の方になります。第20条の5につきましても、第20条の4と同様に租税条約の後に「等」が挿入され、租税条約等となったことによる改正でございます。

次に、28ページの本条例の改正に伴う附則でございますが、条文ごとに施行期日が異なる

りますので、それぞれの施行期日及びそれ以降の経過措置等につきまして記載をされております。以上で、平成22年3月31日付の専決処分に係る小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。11番村上議員。

11番（村上久美君） 14ページから16ページにわたっての記載内容について、若干ちよっと質問します。

給与所得者に対しては、源泉徴収票が町のほうに提出されます、事業所経由して。それによって摘要欄のところには扶養親族も書かれてあるわけですが、それでいてその把握ができると思うんですが、それと公的年金等の受給者の扶養申告書についても、年1回の公的年金を受ける場合に、社会保険庁のほうから扶養の届け出の提出等が送られてきます。その中で、扶養の移動っていうのはわかるし、それがその年の最初の段階でも同じ内容として年末と翌年の最初に受ける給与のときの扶養の数っていうのは、名前っていうのは年末と変わらないというふうに思うわけですが、これは改めて申告あるいは源泉徴収票いう形で出してるにもかかわらず、あえてこれを出さなければならないというふうないうことは、やはりいろいろ手間暇を、負担をかけさすというふうな状況にもなるんじゃないかというふうに思うんですが、この扶養親族申告書っていうのは、具体的にどういう様式になって、出さなかった場合はどうなるのか、その点についても伺いたい。2点お願いします。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（松尾俊男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のように、個人住民税の扶養控除に関連いたしまして、現在子ども手当の対象、あるいは高校無償化の対象につきましては、一般扶養控除と上乘せの控除が今現在付与されておりますが、これが子ども手当あるいは高校無償化の影響と兼ね合いによりまして、一般扶養控除がなくなります。それから、上乘せ分の高校生ですね、特定扶養控除の上乗せ分、いわゆる年少扶養者に対するこういった控除がなくなる関係で、所得税、年末調整とかで収集しておりましたこういった資料関係、扶養控除の資料関係が収集されなくなります。ただ、町民税のほうにおきましては、所得割等の関係から、こういった情報を収集する必要がございますので、そういったことで新たな規定を設けようとするものでございます。

様式等につきましては、今現在調整中ということで、具体的には明示はされておられません、恐らく今まで所得税、年末調整のときに出しておりました扶養の関係の書類と同じ

ような内容で出されてくる様式になるものと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は承認することに決定されました。

それでは、暫時休憩いたします。午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 議案第40号 専決処分の承認について（小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 日程第16、議案第40号専決処分の承認についてを議題とします。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第40号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、同法の有効期限が延長されるとともに、固定資産税の課税免除となる業種が変更されたことに伴い、小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例を一部改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（松尾俊男君） 議案第40号専決処分の承認について（小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の一部を改正する法律が3月17日に公布され、4月1日に施行されました。これに伴い、本町の過疎地域における町税の特別措置条例につきましても、その一部を改正する必要が生じたので、3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

いわゆる過疎法につきましては、人口の著しい減少に伴って、生産機能や生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、各種の財政措置を講じることで地域の自立促進を図ることを目的として、時限立法として定められております。

今回の改正は、平成22年3月31日までとなっておりました過疎地域自立促進特別措置法の失効期限を6年間延長することと、それにあわせ、特別措置の改正が行われたものでございます。

この特別措置の一つに、地方税の課税免除が規定されておりますが、これを行う場合は、地方税法で市町村は条例で規定しなければならないとされておりますことから、本条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、これらの一部改正につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案集は36ページになります。

第1条、趣旨の改正でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条におきまして、課税免除の対象となる事業者のうち、ソフトウェア業を削除いたしまして、新たに情報通信技術利用事業を加えたことによる変更でございます。

次に、附則の3項につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されたのにあわせ、本条例の執行時期につきましても、6年延長し、平成28年3月31日に変更したものでございます。

めくっていただきまして、37ページの附則になります。

附則の第1項で、施行期日は平成22年4月1日とし、第2項で今回の改正で課税免除の対象から削除されるソフトウェア業につきましての経過措置を設けたものでございます。以上で、平成22年3月31日付専決処分に係る小豆島町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。11番村上議員。

11番(村上久美君) 改正前のソフトウェア業、これは小豆島町においてはどうかだったのか、対象、実績があれば伺いたいと思います。

それと、改正後については、名前が変わって情報通信技術利用事業となっておりますが、これにおいても今後の対象が見通しとしてあるのかどうなのか、現存するのかどうなのか伺います。

議長(秋長正幸君) 税務課長。

税務課長(松尾俊男君) ソフトウェア業については、結論から申し上げますと、今まで該当ございません。ですから、経過措置は設けておりますが、該当する措置は生じないものと思います。

それから、ソフトウェア業にかわりまして、情報通信技術利用事業というのを端的に申し上げますと、コールセンターというふうに要項上で示されております。コールセンターにつきましては、いろんな電話での注文ができるとか、また別のコールセンターから情報を発信するといったようなこともございますが、今のところ、今現時点ではそういった整備がなされるといったようなことは聞き及んでございません。以上でございます。

議長(秋長正幸君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第17 議案第41号 専決処分の承認について(平成22年度小豆島町一般会計補正予算(第1号))

議長(秋長正幸君) 次、日程第17、議案第41号専決処分の承認についてを議題とします。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第41号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げ

ます。

ご存じのとおり、小豆島バス株式会社の路線バス事業撤退にかわって、小豆島オーリーブバス株式会社が本年4月1日から路線バス事業を開始いたしました。路線バスは、高齢者の多い小豆島にとりまして、かけがえのない公共交通の一つであり、その利用促進対策はまさに喫緊の課題でございます。このため、小豆島町が窓口となって、香川県ふるさと雇用再生特別基金事業の追加配分を受け、平成22年度から2年間、利用促進対策の実施を小豆島オーリーブバス株式会社に委託することといたしました。これに伴い、平成22年度分の一般会計歳入歳出予算への計上並びに平成23年度分の債務負担行為の設定が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行い、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第41号専決処分の承認について、専決事項であります平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案集の38ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計補正予算（第1号）の専決処分の理由でございますが、先ほど町長の提案理由にもありましたように、住民有志や自治会が出資し、昨年11月に設立されました小豆島オーリーブバス株式会社が本年4月から路線バスの運行を開始いたしております。今後ともその運行を維持し、住民の足を確保するためには、路線バスの利用促進策の積極的な展開が不可欠でございます。今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、香川県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、同社に各種の利用促進策の実施を委託するものでございまして、早期に事業着手する必要があったため、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

39ページをごらんください。

まず、第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ713万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,313万5千円とするものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。40ページ下段の第2表に記載しておりますとおり、債務を負担する行為をすることができる事項は公共交通地域経済活性化支援事業で、その期間は平成23年度とし、限度額は713万5千円とす

るものでございます。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、同一事業を複数年度にわたって実施する場合、一括して補助申請すべきものでございますことから、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書によりご説明を申し上げます。

別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目1節労働費補助金713万5千円でございます。ふるさと雇用再生特別基金事業との財源といたしまして、県から補助金が交付されるものでございます。なお、補助率は100%となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

5款労働費、1項労働諸費、4目緊急雇用対策費、13節委託料713万5千円でございます。冒頭にも申し上げましたが、路線バスの利用促進にかかわる各種事業の実施を委託するものでございます。具体的には、ICカードを使った路線バス等の利用促進と地元商店や観光施設とのタイアップによる地域経済の活性化に向けた調査研究や地元産業界との調整を行うとともに、地元企業、学校、自治会等を対象といたしました公共交通利用促進にかかわる啓発活動に取り組むものでございます。委託先は、小豆島オーリーブバス株式会社でございます。以上、歳出予算の補正総額は713万5千円の増となっております。簡単ではございますが、以上で平成22年度一般会計補正予算（第1号）にかかわる議案第41号専決処分の承認について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） これのお金の分ですが、4月1日からバスが走りようということで、大方もう約1カ月たっておると思いますが、その間に町民いうんか、島民の利用状況、それからもう一つは定期を買うより、回数券みたいなのをかうたほうが安いぞいうふうなこともちょっと聞きましたし、一番最後に、ちょっと今課長の説明の中でありましたICカードを、これ導入するんですかね、するんですね。ほいで、それした場合に、じゃあ商店街との連携、どういうふうにこれから考えておるんかということをやっと。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） まず1点目の利用状況でございますが、これはまだ本当

に途中経過でございまして、4月1日から23日までの間の社内売り上げの状況でございますが、前年に比べて15%ぐらいの増になってございます。

あと、回数券につきましても、増加をいたしております。ただ、これはまだ運行開始ということでございまして、回数券を事前に買われた方等もおいでだと思いますので、やはり定期券につきましても、3カ月定期がございまして、その辺合わせますと、4、5、6、プラス7まで見れば、ある程度の利用状況がどうなってきたのかが把握できるのではないかと考えておりますので、今後とも利用状況については随時オーリーブバスから情報を提供いただきたいと思いますというふうに思っております。

2点目の回数券のほうが定期より安いというそういったことでございます。

まず、定期券につきましては、一月30日を基本にいたしまして、その3割引きを定期としております。通勤定期の場合でございます。そうしますと、実質言いますと、21日分の乗車料が要するというようなこととなりますが、回数券でございますと、3千円で3,400円分の乗車券がついております。ですから、そこで1割強、例えば町の職員でありますと、21日間の回数券支給のほうが若干安くなっておるといような状況でございます。これにつきましては、オーリーブバスのほうにも定期券についての基本の日数、そのあたりを何とかならないかという話を今持ちかけておるところでございます。本来であれば、定期券のほうが安いというのが普通でございますので、そういった状況にならないかということは今申し上げておるところでございます。

次、3点目でございますが、ICカードの導入、こちらは先ほども申しましたが、今後ICカードを導入してまいりたいということで、そのあたりで、できれば地域のカードとして利用できるような形がとれないか、そういったことを含めて今回ふるさと雇用再生事業の中でそういった商店とかの連携のあり方、仕方なんかを調査研究していただくということも一応事業の一つとして考えておるところでございます。ですから、将来的にはI r u C aカードのように、高松の商店街なんかでも利用できると、特に小豆島島内での利用ができるようにすれば、地域通貨といいますか、そういったものとして利用していただいて、例えば観光客の方に買っていただいて、使い切っていただければ多分収入としても島内で上がるんじゃないかなと、そういったところまで考えておりますが、そういった内容について調査研究をしていただくのが今回の委託事業ということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） このオーリーブバスについては、初年度から1,200万円財源が足ら

んと新聞に載っ取りましたね。それで、これ役場の職員、我々もそうですが、私は特別ですけども、ほかの方は大体車を利用してる。その分の住民に対する行政サイドも我々サイドもそうですが、利用に対してどのような住民に周知、利用してくれというお願いをするのか、それはどんなふう考えておるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 当然、利用促進策につきましては、今後とも広報等を通じまして、啓発してまいりたいと思っております。ただ、新聞報道されました初年度からの財源不足1,200万円につきましては、今後の収入状況によって変動するのかなと思っております。ただ、赤字部分につきましては、国庫補助路線については赤字補てんされますので、その1,200万円という数字がどこから出たのかはわかっておりませんが、いかにそういった収入不足を運賃収入以外の広告収入であるとか、そういったところでも補てんすべきものと思っておりますので、そういったところについても島内の企業さんなんかにもご支援、ご協力いただきたいというふうに思っております。利用促進策は、また6月議会で補正予算上げさせていただこうと思っておりますので、その中で十分にご説明させていただきたいというふうに思っております。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） 新会社で最初から財源が足らんというので出発すると、このあたりは大変これは大丈夫かなと思うんですが、今聞いても住民に対する利用促進もおくれておる。そういうような分で、やっぱりこれもう少しきばきといろんなことを進めてほしいと要望しておきます。以上。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。3番大川議員。

3番（大川新也君） オリーブバスの件が出ましたので、少しお伺いしたいと思います。

神懸通地区がオリーブ号を委託されて、国の事業に対してそれでこれのアンケートを緊急にとったはずなんですけど、その結果がまだ自治会のほうに連絡がないというようなことであると思います。

それと、4月24日から新しいバス、神懸線が1日4便、4往復ぐらいのことで出ているということなんで、住民の方への周知がなかったように思いますけど、そのあたりで2点だけちょっと確認しておきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 1点、最初の乗り合いタクシーの件でございますが、ま

ず利用者数でございます。30日間運行いたしまして、338名のご利用をいただいたということです。ですから、片道言いますと、360回運行しておりますので、1に満たなかったというような状況でございます。

アンケートにつきましては、3月にとっていただきまして、自治会の協力のもとやっております。これにつきましては、早急に自治会のほうにもご連絡をしたいと思いますと思っております。

ちなみに申し上げますと、オリーブ号の利用状況ということで、認知度につきましては93.7%の方が知っていただいたということで、こちらのほうも神懸通自治会のほうにお願いいたしまして、各世帯にチラシなんかもお配りいただいていたということで、非常に高い認知度ございました。しかしながら、利用者は1割程度だったというような状況でございます。ですから、これにつきましては、今後の公共交通のあり方も含めて参考にしてまいりたいというふうに思っております。

あと、利用者の特性というのもお聞きしておりますが、それはやっぱり通学通勤、通院なんか非常に多かったというような状況でございます。買い物のほうがその3番目というようなことで、やはり公共交通は通勤通学、通院、買い物、このあたりに収れんされるのかなということでございますので、特にそのあたりの利用促進を図るような方策を、先ほど新名議員からもご指摘ございましたが、早期に立案いたしまして実行してまいりたいというふうに思っております。アンケート結果につきましては、早急に自治会のほうにご連絡を申し上げます。

2点目の神懸のほうへのバスにつきましては、商工観光課長のほうからご答弁申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 今回の草壁港、紅雲亭線につきましては、観光路線バスということで、私どものほうが緊急雇用対策ということで、とりあえず6カ月間運行しようということで動いております。この乗り合いタクシーにつきましても、認可の関係でいろいろございまして、地元の方への周知という分につきましては、もろもろの準備、この乗り合いタクシーにつきましても、積み残しはだめだというような条件がいろいろございまして、契約会社でありますかかけタクシーとの協議と、あとまた広報での周知、広報の締め切りの時期等がございまして、実際には地元の方には周知できておりません。申しわけございません。

また、4月24日の土曜日につきましては、往復ですが、16名、日曜日につきましては

10名の観光客の方の利用がございました。月曜日につきましては、夕方までですが、ゼロというようなことで、それ以降の数字についてはまだ報告をいただいております。また、この路線につきましても、神懸通の方でしたら、藤澤商店のところから草壁港までにご利用いただけるということで、これまで従前どおり小豆島バスが運行しておりました時間帯、それから料金設定を同じくして運行いたしております。今後とも、地元の方にも利用ができるようにということで、周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第18 議案第42号 副町長の選任について

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第42号副町長の選任についてを議題とします。

選任理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第42号副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現小豆島町副町長の吉岡忠昭氏が平成22年5月10日の任期満了をもって退任することから、新たに竹内章介氏を地方自治法第161条第1項に基づく小豆島町副町長に選任しようとするものでございます。

吉岡副町長にあっては、平成13年10月に旧内海町助役に就任以来、2町合併を挟んで、現在まで地方自治が大きな変革を迎える中、助役、副町長という重責を担い、今日の小豆島町の礎を築いた功績は顕著であります。その労苦に対し、改めて深い敬意と感謝の念を表すものであります。

今般、選任をご同意いただきたい竹内章介氏は、昭和49年に旧内海町に奉職して以来、本年3月に小豆島町を退職するまでの36年間、主に総務課、企画財政課などの中枢で激務をこなし、特に平成17年4月からは旧内海町の総務企画課長として2町合併の実現とその実務業務に手腕を発揮し、合併後は小豆島町の初代の総務課長として旧2町の職員を束ねるとともに、行政課題の克服に精力的に取り組み、その職責を果たしました。その行政手腕及び住民や職員との信頼関係と人望は副町長として適任であり、ぜひ選任いたしたいと存じますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第42号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号はこれに同意することに決定されました。

~~~~~

日程第19 議案第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議案第43号教育委員会委員の任命につき同意をを求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第43号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、黒木治夫氏が平成22年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏は教育に関する深い識見と人望を持って、県教育委員会委員長としてご活躍いただいております。同氏の識見と教育に対する情熱は、教育委員会委員として適任であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、引き続き同氏を任命したいと考えております。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第43号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第20、議案第44号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第44号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議案第43号に続いて、教育委員会委員を任命しようとするものでございます。小豆島町教育委員会委員のうち、熊坂泰忠氏が平成22年5月11日をもって任期満了となりますが、同氏は平成13年小豆島高校教頭を最後に教壇を離れた後、内海町立図書館の館長を務めるなど衆目の認める深い識見を買われ、平成18年5月に教育委員会委員に就任され今日に至っておられます。教育委員会委員として適任であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、引き続き同氏を任命したいと考えております。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんで

すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第44号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第21 議案第45号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第21、議案第45号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第45号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第195条及び第196条に基づき、識見を有する者のうちから選任する監査委員について、議員の皆様にご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたい石田良行氏は、昭和47年4月に旧池田町に奉職され、住民課、総務課、産業振興課、建設水道課、保健福祉課など非常に幅広い分野でご活躍されました。2町合併後は、小豆島町企画財政課長を務めるなど、平成21年3月に定年退職されるまで、その幅広い知識と能力を遺憾なく発揮され、小豆島町の行政運営に寄与されました。その経歴からも、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する方であると考えますので、今般監査委員に選任いたしたいと存じます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第45号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議案第46号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第22、議案第46号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第46号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたいのは小豆島町議会議員浜口勇氏でございます。浜口議員は昭和46年4月に旧内海町議会議員に初当選以来、連続10期39年にわたって旧内海町及び小豆島町の議会議員を務められ、今般11期目のご当選を達されたところでございます。非常に豊富な議員経験をお持ちで、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する方であると考えますので、今般監査委員に選任したいと存じます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第46号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第 2 3 発議第 5 号 交通問題特別委員会の設置について

議長（秋長正幸君） 次、日程第23、発議第 5 号交通問題特別委員会の設置についてを議題とします。

議案は議会関係のほうに戻ります。

それでは、発議第 5 号交通問題特別委員会の設置についての提案理由の説明を求めます。15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 発議第 5 号交通問題特別委員会の設置について。

上記の件を会議規則第13条第 2 項の規定により別紙のとおり提出します。平成22年 4 月 28日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員浜口勇。賛成者、小豆島町議会議員中村勝利。

交通問題特別委員会の設置について（案）。

- 1．委員会の名称、交通問題特別委員会。
- 2．委員の定数、本委員会の委員の定数は 8 人とし、各常任委員会からそれぞれ 4 人を選任する。
- 3．付託事件、交通問題に関する事項。
- 4．委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第 3 項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

近年、町民を取り巻く交通環境は大きく変化しており、これらの変化に対応するためには、今後の陸上、海上交通のあり方を調査研究することが不可欠と考えられるため、交通問題特別委員会を設置しようとするものである。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第 5 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第 5 号は原案どおり可決され

ました。

~~~~~

日程第24 発議第6号 広報編集特別委員会の設置について

議長（秋長正幸君） 次、日程第24、発議第6号広報編集特別委員会の設置についてを議題にします。

それでは、発議第6号広報編集特別委員会の設置についての提案理由の説明を求めます。15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 発議第6号広報編集特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成22年4月28日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員浜口勇。賛成者、小豆島町議会議員中村勝利。

広報編集特別委員会の設置について（案）。

- 1．委員会の名称、広報編集特別委員会。
- 2．委員の定数、本委員会の委員の定数は6人とし、各常任委員会からそれぞれ3人（副議長を含む）を選任する。
- 3．付託事件、議会だよりの編集に関する事項。
- 4．委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第3項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

議会への関心と信頼を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、広報編集特別委員会を設置しようとするものである。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案どおり可決され

ました。

それでは、ただいま設置されました交通問題特別委員会及び広報編集特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思いますが、委員の選任については交通問題特別委員会につきましては、各常任委員会からそれぞれ4名ということでお願いいたします。また、広報編集特別委員会につきましては、各常任委員会からそれぞれ3名で、その中には副議長を含むということでお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。

各常任委員会の開催場所は総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思いますので、暫時休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時50分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告します。

交通問題特別委員会の委員であります。総務建設常任委員会からは藤本傳夫議員、植松勝太郎議員、森口久士議員、鍋谷真由美議員となります。教育民生常任委員会からは渡辺慧議員、安井信之議員、浜口勇議員、中江正議員となります。以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

次に、広報編集特別委員会の委員であります。総務建設常任委員会からは森口久士副議長、谷康男議員、柴田初子議員、教育民生常任委員会からは中江正議員、大川新也議員、村上久美議員、以上のように決定されたことをご報告申し上げます。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

交通問題特別委員会及び広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、交通問題特別委員会及び広報編集

特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま決まりました交通問題特別委員会及び広報編集特別委員会の委員の皆様には、恐れ入りますが、正副委員長の互選をお願いします。

特別委員会の開催場所は、交通問題特別委員会は議員控室で、広報編集特別委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時55分

再開 午後 1 時59分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、交通問題特別委員会及び広報編集特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告します。

交通問題特別委員会の委員長に浜口勇議員、副委員長に植松勝太郎議員、広報編集特別委員会の委員長に森口久士議員、副委員長に中江正議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

議長（秋長正幸君） ここで追加議事日程 2 をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時01分

再開 午後 2 時02分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） ご異議なしと認めます。

~~~~~

日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、各常任委員会において調査中の案件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第26、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の案件につき、会議規則第75条の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもちまして、今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

副町長からあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 大変お疲れのところでございますが、失礼いたします。

晴れの初議会におきまして、私の退任のごあいさつの機会をつくっていただきました議長を初め、議員各位に心から御礼を申し上げます。

また、先般実施されました選挙におきまして、見事ご当選されましたことに対しまして、改めて心からお祝いを申し上げます。

さて、私は新町小豆島町が誕生いたしました4年前の初議会で、小豆島町初代の助役就任のご同意を賜りまして、この5月10日で4カ年の任期満了となります。この間、議員各位には格別のご理解とご指導を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

この4年間、何らなすところなく退任いたしますことは、まことに心苦しく申しわけな

い気持ちでいっぱいでございます。また、一抹のさみしさも感じております。私は、昭和37年に旧内海町に奉職して以来、一般職として39年6カ月、旧内海町助役として2期4年6カ月、小豆島町助役、副町長といたしまして1期4年を含めまして、計48年の長きにわたりましての公務員生活でございました。この間の貴重な体験は数々ございますが、やはり昭和49年、51年災害で多くのとうとい人命が失われまして、貴重な財産も根こそぎ奪われた悪夢のような2度の大地震は、終生忘れることはできないと思います。49年災害当時は私は30歳で、建設課工務係長を拝命したばかりでございました。連日連夜の激務で、精神的重圧感で何回も挫折しそうになりました。しかし、私たちには町民のために何があるとも全体の奉仕者として災害復旧なりをやり遂げなければならない思い、使命と責務がございました。議員の皆さん方もご案内のとおり、当時100年に一度の大災害が3年に2回も来襲いたしましたものであります。しかしながら、経験というものは貴重なものでございまして、死に物狂いで乗り越えた経験と試練は、逆に自信へと変革いたしましたような気がいたしております。

それ以後、私はやればできるを基本理念に、日々一生懸命を信念として現在に至ったように思います。平成18年3月21日の小豆島町誕生にも、助役といたしまして参画させていただきました。与えられた期間が短期間であったために、合併は物理的に無理でなかろうかと厳しい考え方もございました。しかし、議会議員の皆様を初め、自治会、町職員など多くの関係する皆様方の懸命なご尽力とご支援があったからこそ、小豆島町の誕生に至ったと思います。このことは、私にとりましては終生の喜びでありますし、誇りでもございます。

反面、新町誕生とともに4カ年、旧町間の融合と一体感の醸成に努めてまいりましたが、まだまだの感がありますことは、まことに残念でございます。内海ダム再開発事業、庁舎問題、中学校統合問題と小学校再編問題、高校問題など喫緊の課題を抱えたまま退任することは、まことに申しわけなく、後ろ髪を引かれる思いもいたします。今日までの不行き届きは幾重にもお許しを賜り、今後とも相変わりがせず、ご交誼を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、国政に携わってこられました塩田新町長さんを初め、本日選任されました竹内新副町長、非常に有能でフレッシュな新執行部とともに、議会議員の皆様が車の両輪のごとく、円滑な町政運営を図られ、小豆島町の限りない発展を祈念いたします。あわせて、議員各位におかれましても、常に切磋琢磨に努められ、いつまでもご健康で、本町発展のためにご活躍くださいますことを心からお願いを申し上げます。甚だ意を尽くせません

が、これをもちまして私の退任のごあいさつといたします。まことに長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（秋長正幸君） これをもちまして平成22年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

お疲れでございました。

閉会 午後2時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員